

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19730040

研究課題名(和文)「私人・私企業対外国国家」型紛争の処理に関する国際法の研究

研究課題名(英文) Research of International Law concerning the Settlement of Disputes between a Private Person and a Foreign State

研究代表者：

水島 朋則 (MIZUSHIMA TOMONORI)

名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・准教授

研究者番号：60434916

研究成果の概要(和文)：私人や私企業に対して外国国家が損害をもたらした場合に生ずる「私人・私企業対外国国家」型紛争を処理するためのさまざまな手続について、その共通目的や手続間の相互関連に着目し、「私人と外国との間の請求の処理に関する国際法の一般原則」を措定することにより、私人・私企業にとって他に紛争処理手続があるかどうかを考慮せずに外国国家に裁判権免除を認める裁判例・国連裁判権免除条約の問題点や、国際法上の外国国家免除の範囲が広がっていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： There are several mechanisms for the settlement of disputes between a private person and a foreign State. By focusing upon the common purpose and the interrelationship of these mechanisms, this research set the general principles of international law concerning the settlement of a private person's claims against a foreign State. From this viewpoint, this research critically analysed some cases and the UN State Immunity Convention, which did and would grant foreign State immunity regardless of whether alternative means for dispute settlement are available. This research also found that, as a matter of international law, the scope of foreign State immunity has expanded, rather than being restricted.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
総計	2,100,000	420,000	2,520,000

研究分野：国際法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法、外国国家免除(主権免除)、外交的保護、国際民事訴訟法、国際人権法、国連裁判権免除条約、テロリズム、外交特権免除

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 私人や私企業に対して外国国家が、その軍事活動・警察活動・経済活動の結果として何らかの損害をもたらした場合、そこに「私人・私企業対外国国家」型の紛争が生ずる。そのような紛争において、私人や私企業が損害の賠償を外国国家に請求する手続としては、主に次の4つが考えられる。

(A) 私人・私企業の本国における国内裁判  
(B) 外国国家における国内裁判  
(C) 私人・私企業と外国国家との間の仲裁  
(D) 私人・私企業の本国と外国国家との間の国際的手続(外交的保護)

(2) これらの手続のうち、国家間の手続であるDが国際法の問題として扱われてきたこ

とは言うまでもないが、他の手続も国際法と関わる。外交的保護（D）を国が行使するためには、原則として、私人・私企業（被害者）が外国国家（加害者）の国内救済手続を尽くした後でなければならないが（国内救済原則）、その手続がBである。またAは、国内裁判所で外国国家を訴えることができるか、という外国国家の裁判権免除（外国国家免除・主権免除）の適用場面であり、Cも、例えば投資保護条約に定められた手続であれば、国際法の観点からも議論されてきたものである。

(3) いずれも外国国家に対する私人・私企業の利益の救済という共通の目的をもつにもかかわらず、これらの手続は、従来はそれぞれ別個のものとして理解されがちであった。それぞれの手続について書かれた文献は多いが、その中で他の手続との関連を指摘するものはほとんど見当たらない。例外的に、Aと他の手続（特にB）との関連にふれる文献はないわけではなかったが、必ずしもそれぞれの分野における裁判例や国家実行についての詳しい研究に基づいた結論が提示されているわけではなく、課題を示唆するにとどまっていた。

(4) そのような中で、それぞれの手続に関して、当時、注目される展開が見られた。2006年のものに限定しても、例えばAについては、拷問と外国国家免除との関係に関するイギリス貴族院判決や、日本の最高裁による78年ぶりの判例変更のように、国際法の新しい展開を示唆するような国内判例が出されている。B・Dについては、国連国際法委員会が「外交的保護に関する条文草案」作成の作業を完了させた。Cについても、投資保護条約に置かれた最恵国条項の効果が手続（仲裁）の面にも及ぶかどうかについて、これまでの動向とは異なる仲裁判断が出されており、日本が結んできた一連の投資保護条約や経済連携協定の運用にも影響を及ぼし得るものである。まだ日が浅かったこれらの展開については、国内外の研究はほとんど進められていない状況であった。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、私人や私企業に対して外国国家が損害をもたらした場合に生ずる「私人・私企業対外国国家」型の紛争を処理するためのさまざまな手続について、当時見られた新しい展開をもふまえながら、外国国家に対する私人・私企業の利益の救済という共通の目的や手続間の相互関連に着目することにより、「私人・私企業対外国国家」型紛争の処理に関する国際法という分析枠組にまとめ、その現代的構造を明らかにしようとするも

のであった。

(2) そのような分析枠組に従ってこれらの手続について分野横断的な視点を設定し、さまざまな裁判例・国家実行・条約などの分析に基づいた批判的な再検討を行うことを通じて、さまざまな手続を個別的に分析するとどまっていた従来の捉え方では見えにくかった問題点が明らかになることが予想された。その知見に基づいて、私人・私企業の利益の救済にとって望ましい紛争処理メカニズムの構築に向けた提言を行うことも、本研究の具体的な目的であった。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究の基礎的な作業として、裁判例・議会資料・条約の準備作業などの一次資料に加えて、書籍や研究論文などの二次資料を収集し、コンピュータを活用して情報を整理しながら分析を行う。所属研究機関には所蔵していない関連資料もあり得るので、適宜、国内外の他機関の図書館などの協力を得る。資料によっては、他機関まで出かけて内容を確認の上、収集することが必要となる。また、国内では入手が不可能な（あるいは入手が著しく困難な）ものもあるので、国内の他機関での資料収集に加えて、国外でも資料収集を行う。

(2) 本研究に関連する裁判例や国家実行などは膨大な量になる。そのため、例えば、これまで分析してきた事例の中から特定の論点に関するものを手作業的にピック・アップしようとする、非常に時間がかかるだけでなく、重要な事例を見落とししてしまう可能性もある。そこで、本研究を効果的に進めるために、コンピュータを活用して、関連する事例などのデータベース化を行う。これによって、ある論点に関する重要な事例を研究成果に取り込みそこなうという事態を防ぐ。

(3) 本研究は、基本的には研究代表者が単独で行うものであるが、そのような場合、ややもすると自らの思い込みによる基本的な誤りに気づかないまま研究を進めてしまいがちである。そうならないためにも、研究会での口頭発表などの形で研究の中間的な成果を積極的に発表し、できるだけ他の研究者からのコメントや批判を仰ぐことに努める。また、分野の性質上、国際的に研究成果を問うことも有益であるので、国外の雑誌にも英文で投稿・公表する。

## 4. 研究成果

(1) 本研究の出発点として、私人・私企業の本国における国内裁判で問題となる外国国家免除（主権免除）について、それまでの日

本の判例を明示的に変更し、制限免除主義を採用した最高裁2006年7月21日判決の意義と問題点を検討し、国連裁判権免除条約にも照らしながら、日本の裁判所における外国国家免除をめぐる今日の問題の分析を行った。それによって得られた知見は、英文で論文にまとめ、公表した(5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕⑤)。

(2) 同じく外国国家免除に関わるものとして、紛争の代替処理手続の存否を考慮せずに私人の本国における国内裁判からの免除を外国国家に与えた英国貴族院2006年6月14日判決があり、本研究の観点から極めて興味深い素材と考えられたため、これを取り上げて研究した。外国国家に対する私人・私企業の請求処理手続の確保という観点から、「私人・私企業対国際機構」型紛争や外交的保護との比較を通じた批判的分析を行い、この判決および国連裁判権免除条約の問題点を明らかにした。この研究成果も英文で論文にまとめ、公表した(5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕④)。

(3) これらの研究の延長線上に位置づけることができるものとして、日本が国連裁判権免除条約の批准に向けて準備を進めていたことを考慮し、国際法規則としての外国国家免除の展開を、「国際法の一般原則に基づく免除」「慣習国際法上の免除」「国連裁判権免除条約における免除」という3段階の流れとして捉えた上で、「私人と外国との間の請求の処理に関する国際法の一般原則」を措定することにより、外国国家免除の範囲が、従来の一般的な説明とは異なり、むしろ広がっていることを明らかにした。暫定的な研究成果を学会で発表し(5. 主な発表論文等〔学会発表〕①)、その際に受けたコメントや批判をふまえて論文にまとめ、公表した(同〔雑誌論文〕③)。

(4) 本研究を開始した後の注目すべき展開として、テロリズムが、本研究にも関わるいくつかの問題を提起することになった。例えば、米国の外国主権免除法の2008年新テロリズム免除例外規定や、対テロ国連安保理決議の実施に関わるサヤディ事件(自由権規約委員会2008年10月22日見解)を挙げることができるが、これらについて、本研究に関連する論点を中心に分析を行った。その成果は、論文や判例評釈の形にまとめ、公表した(5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕①など)。

(5) 本研究が対象とするのは主に民事紛争であるが、このようにテロリズム問題も関わってくると、刑事の問題も含めた広い視野か

らの研究が求められることになる。そこで、具体的には、外務大臣の刑事管轄権免除に関する国際法の問題に取り組み、逮捕状事件(国際司法裁判所2002年2月14日判決)について批判的に分析し、論文にまとめ、公表した(5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕②)。

(6) これらの研究成果が評価された結果として、2010年8月に日・米・加・豪/NZの4国際法学会が開催する国際会議の報告者に選ばれ、国際的な場で本研究をより進展させる機会を得た。そこでは、研究代表者も法制審議会の部会幹事として立法過程に参加し、2009年4月に成立した「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」(対外国民事裁判権法)や、2009年10月16日の新しい日本の最高裁判決もふまえて、本研究の集大成と位置づけた発表を行う。

(7) 本研究は主に外国国家に対する管轄権行使に関する問題を扱うものであるが、次の研究課題としては、非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際法の研究へと発展させることを構想している。外国国家と非国家主体との中間的な存在と言えるのが未承認国家(例えば、日本から見た北朝鮮)であり、対外国民事裁判権法の立法過程における議論も活かしながら、本研究と次の研究課題を架橋するものとして、未承認国家に対する国家の管轄権行使の問題にも取り組む予定である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

- ① 水島朋則「9. 11テロ損害賠償請求事件における主権免除について——2008年の新テロリズム免除例外規定とアメリカ連邦控訴裁判決の光と影」法政論集230号99-121頁(2009年) 査読無し
- ② 水島朋則「外務大臣の刑事管轄権免除に関する『慣習国際法』——逮捕状事件判決における国際立法の側面」坂元茂樹編『藤田久一先生古稀記念 国際立法の最前線』29-44頁(有信堂高文社、2009年) 査読有り
- ③ 水島朋則「国際法規則としての主権免除の展開と免除範囲との関係について」国際法外交雑誌107巻3号352-374頁(2008年) 査読有り

- ④ Mizushima Tomonori, “Denying Foreign State Immunity on the Grounds of the Unavailability of Alternative Means”, *The Modern Law Review*, Vol 71, No 5, pp 734-752 (2008) 査読有り
- ⑤ Tomonori Mizushima, “Foreign State Immunity in Japanese Courts at the Beginning of the Twenty-First Century”, *The Japanese Annual of International Law*, No 50, pp 99-123 (2007) 査読有り

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① 水島朋則「主権免除の国際法規則としての性格について」国際法学会、2008年5月10日（南山大学）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

水島 朋則 (MIZUSHIMA TOMONORI)  
名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・准教授  
研究者番号：60434916

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし